公益信託石狩・後志交通遺児育英基金第十五期決算公告

一、事業概要
　石狩・後志地方での交通遺児等計十名に対し、総額五十一万円の育英資金を給付した。
二、財産目録　平成二十一年三月三十一日現在
資産合計　二三、三七四、一二九円
負債合計　〇円
正味信託財産　二三、三七四、一二九円
　平成二十一年八月三日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託石狩・後志交通遺児育英基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金第二十二期決算公告

一、事業概要
　上尾市内における地場産業に従事する者で、新製品の研究開発に従事する者（二団体）、海外研修等に参加する者（個人二名）に総額四十万円の助成金を給付した。
二、財産目録　平成二十一年三月三十一日現在
資産合計　七、七二四、一七四円
負債合計　〇円
正味信託財産　七、七二四、一七四円
　平成二十一年八月三日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託椎名廣司記念上尾市地場産業振興開発基金
　受託者　株式会社りそな銀行

公益信託片山和夫社会福祉奨学基金第十七期決算公告

一、事業概要
　奨学生一三名に対し合計三、一二〇千円の奨学金を給付した。
二、財産目録　平成二十一年三月三十一日現在
資産合計　五五、六九九、三九五円
負債合計　〇円
正味信託財産　五五、六九九、三九五円
　平成二十一年八月三日
　大阪市中央区備後町二丁目二番一号
　公益信託片山和夫社会福祉奨学基金
　受託者　株式会社りそな銀行

配当公告

　岐阜市光明町一丁目一六番地
　破産者　岐阜急配株式会社
　右の者に対する岐阜地方裁判所平成十四年（フ）第七五九号破産事件の追加配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　全額優先債権　金二七、五三四、九五〇円
一、配当することのできる金額
　全額優先債権　金六六二、二三二円
　平成二十一年八月三日
　岐阜市美園町二丁目一〇番地オーエムミソノ三階
　破産管財人　平野　博史

配当公告

　名古屋市西区枇杷島二丁目九番五号
　破産者　枇杷島食品株式会社
　右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第二二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金一二、七八四、六七六円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金一〇、八三六、八四五円
　平成二十一年八月三日
　名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル三階
　破産管財人　鈴木　真司

配当公告

　福岡県北九州市若松区大字安瀬三六番地の一
　破産者　三宝建設機工株式会社
　右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成十九年（フ）第一七六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、八四〇、七六七、四七七円
一、配当することのできる金額
　金一五、三二七、一一一円
　平成二十一年八月三日
　福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号日本生命黒崎ビル四階黒崎合同法律事務所
　破産管財人　田邊　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山形県酒田市光ヶ丘四丁目一番地一一七、最後の住所山形県酒田市光ヶ丘四丁目一六番一三号　被相続人　亡　杉山　行一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　山形県酒田市新橋二丁目二三番地一
　相続財産管理人　小松　豊

一、配当に加えるべき債権の総額
　全額優先債権　金二七、五三四、九五〇円
一、配当することのできる金額
　全額優先債権　金六六二、二三二円
　平成二十一年八月三日
　岐阜市美園町二丁目一〇番地オーエムミソノ三階
　破産管財人　平野　博史

配当公告

　名古屋市西区枇杷島二丁目九番五号
　破産者　枇杷島食品株式会社
　右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第二二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　優先債権　金一二、七八四、六七六円
一、配当することのできる金額
　優先債権　金一〇、八三六、八四五円
　平成二十一年八月三日
　名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル三階
　破産管財人　鈴木　真司

配当公告

　福岡県北九州市若松区大字安瀬三六番地の一
　破産者　三宝建設機工株式会社
　右の者に対する福岡地方裁判所小倉支部平成十九年（フ）第一七六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、八四〇、七六七、四七七円
一、配当することのできる金額
　金一五、三二七、一一一円
　平成二十一年八月三日
　福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号日本生命黒崎ビル四階黒崎合同法律事務所
　破産管財人　田邊　匡彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山形県酒田市光ヶ丘四丁目一番地一一七、最後の住所山形県酒田市光ヶ丘四丁目一六番一三号　被相続人　亡　杉山　行一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　山形県酒田市新橋二丁目二三番地一
　相続財産管理人　小松　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県会津若松市東山町大字湯本字寺屋敷一九番地二、最後の住所福島県会津若松市東山町大字石山字院内一九九番地の六
　被相続人　亡　山田　進
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　福島県会津若松市山鹿町四番四七号
　相続財産管理人　司法書士　新田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都港区高輪三丁目一八番地、最後の住所埼玉県行田市大字須加一五二九番地
　被相続人　亡　西屋　カネ
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　埼玉県東松山市五領町二〇番地九（事務所　埼玉県東松山市日吉町一番一号司法書士安間事務所）　相続財産管理人　安間江身子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍埼玉県蕨市錦町三丁目九六一番地、最後の住所埼玉県川口市川口一丁目九番三七―二〇九号コスモ川口　被相続人　亡　佐々木和美
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　さいたま市中央区上落合二―五―三五第二ＩＫビル三階阿部高明法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　阿部　高明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍千葉県安房郡鋸南町勝山一六〇番地、最後の住所東京都大田区中馬込三丁目六番一〇―一〇二号　被相続人　亡　渡邉平太郎
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　東京都文京区千駄木二丁目一〇番六号
　相続財産管理人　弁護士　田中その子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都板橋区板橋三丁目七一四番地、最後の住所東京都青梅市根ヶ布二丁目七二四番地聖明園寿荘　被相続人　亡　中村　英夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福井県鯖江市神明町一丁目八〇八番地、最後の住所福井県鯖江市神明町一丁目八番二号　被相続人　亡　北畑登美子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十一年八月三日
　事務所福井市大手三丁目一四番一二号
　相続財産管理人　黒田外来彦

第58期決算公告

平成21年8月3日
茨城県猿島郡五霞町大字幸主572番地
大王製紙パッケージ株式会社
代表取締役社長　工藤　敏久

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,292
	固定資産	5,954
	合計	9,247
負債及び純資産の部	流動負債	5,554
	固定負債	3,642
	負債合計	74
	株主資本合計	49
	資本金	450
	資本剰余金	△400
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	△411
	（うち当期純利益）	(36)
	純資産合計	9,247